

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寄居町長 峯岸 克明

市町村名 (市町村コード)	寄居町 (11408)
地域名 (地域内農業集落名)	市街地・西部・桜沢 (本町・中町、武町・栄町、花町・茅町、六供、常木、菅原、本宿、日山、宿、末野三、金尾、風布、岩崎、本村、中小前田、飯塚、山崎、上ノ台、舟久保、谷津、李沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・荒川が秩父山地から関東平野に流れ出す扇状地の扇央部に市街地地区、扇頂部及び山間部に西部地区、扇端部に桜沢地区が位置しており、農地と宅地が混在した地域となっている。

・3地区全体で高齢化が進んでおり(高齢化率34.0%)、農業者においても若い従事者が減少、後継者不足の状況である。

・農地が利用されず、耕作放棄地が増加している。

・桜沢地区においては、工業団地の整備が進み、耕作面積が減少している。

・西部地区では、耕作放棄地が増えつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻・野菜・畜産・果樹を主要作物としつつ、高収益作物の導入等、農業所得の向上を図る。

・地域を支える安定した担い手がいなくなっており、担い手の育成や、新たな法人の立ち上げ、新規参入者の促進が求められる。

・新規就農者への支援及び協力を地域ぐるみで推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	147 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用を検討するとともに、担い手の農作業に支障がない範囲で地域内外の農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・高齢化や後継者の不足等により増えていく不作付け地については農地中間管理機構の活用を検討し、耕作放棄地の未然防止を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備未済の農地について、現時点での事業予定はないが、集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった場合は、取組に向けての検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域の中小規模の農家が今後も経営を継続できるよう、農業機械・施設の導入、更新の際は補助事業を活用するなどして農家負担の軽減を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落での平時の話し合いや情報交換などにより、農作業の委託の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、町鳥獣被害対策協議会と連携し必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、侵入防止柵(電気柵)の設置・管理や林縁部等の草刈り等、生息環境管理を行う。
- ⑦作付けが困難となった農地が荒廃しないよう、保全管理の方法について今後検討を行う。